

民法改正法案97条2項について

大久保 輝

- 一 はじめに
- 二 民法改正法案を巡って
- 三 到達の意味に関する支配領域・勢力範囲と了知可能性
- 四 検討

一 はじめに

1 契約の成立について

契約は、対立する二個以上の意思表示が合致して成立し⁽¹⁾、普通は申込みの意思表示と承諾の意思表示とによって成立するとされる⁽²⁾。第189回国会中の平成27年3月31日に提出された「民法の一部を改正する法律案」(以下、「民法改正法案」という)の522条でも、「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。」と規定している。

もともと、合意(*convention*)の有効要件として、契約締結の能力(*capacité*)、契約内容を形成する確定した目的(*objet*)、適法なコース(*cause*)のほか、義務を負う当事者の同意(*consentement*)を挙げていた(2016年2月10日のオルドナンスによる改正前の)フランス民法1108条や、合意に同意する(*consentir à la convention*)というボワソナードの用語法な

どについて、契約が契約当事者間の相互的同意により成立するとする同意理論があるとする見解がある⁽³⁾。この同意理論について、「歴史的比較法的ボワソナード研究を超えて、現代の解釈論にボワソナードを媒介として影響を与える素材となっている」とするものがあり⁽⁴⁾、また、「多角的取引現象をどのように構成するかという課題に対して、今後なされるべき法律構成のひとつの方向性を示している」とするものがある⁽⁵⁾。筆者もまた、このような同意理論による契約締結の法律構成に魅力を感じるころであるが、その検討は本稿では扱わない。

2 契約の成立時期について

契約は、意思表示を重要な要素としている。現行民法では、意思表示の効力発生時期について、その通知が相手方に到達したときからその効力を生ずる（民法97条1項）として到達主義を原則としている。しかし、契約の成立時期については、承諾の通知を発した時に成立する（民法526条1項）として、発信主義をとっている。この民法526条1項と、民法521条1項、521条2項とは、一見矛盾するようであり、その解釈については様々な見解があり、筆者はすでに検討を行った⁽⁶⁾。

契約の成立時期について発信主義をとることが不合理であるとされ、とくに、インターネット取引等の電子契約で不都合が生じるとされた⁽⁷⁾。そこで、2001年に、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」が制定され、同法4条は、隔地者間の契約で電子承諾通知を発する場合に民法526条1項と民法527条を適用しないものとしている。

ただ、発信主義の不都合は電子契約に限られるものではなく⁽⁸⁾、民法改正法案では、民法526条1項を削除するものとしている。その趣旨は、「民法第526条第1項によって到達主義の原則に対する例外が定められた趣旨は、契約の成立を欲する取引当事者間においては承諾の発信があればその到達を待たないで直ちに契約を成立するものとするのが取引の円滑と迅速に資するためであると説明される。しかし、通信手段が高度に発達した

現代においては、承諾通知が延着したり、不到達になる現実的な可能性は低く、また、発信から到達までの時間も、当事者が短縮を望めば様々な手段が提供されており、上記のような理由で、到達主義の原則に対する例外を設ける必要性が乏しいと指摘されている。現に、契約に関する国際的なルールなどにおいても、契約の成立について到達主義をとる例が多い。」として、「現代社会に適合する規律を設ける観点から、承諾についても意思表示の効力についての原則どおりに到達主義を採用する」ものとしている⁽⁹⁾。

3 意思表示の効力発生時期について

民法改正法案によれば、承諾の意思表示の効力発生時期についても、意思表示の効力発生時に関する原則である民法97条1項によることになる。民法改正法案97条1項は、現行民法97条1項から「隔地者に対する」という文言が除かれているだけである。

なお、民法（債権関係）の改正に関する中間試案では、
「到達とは、相手方が意思表示を了知したことのほか、次に掲げることをいうものとする。

ア 相手方又は相手方のために意思表示を受ける権限を有する者（以下この項目において「相手方等」という。）の住所、常居所、営業所、事務所又は相手方等が意思表示の通知を受けるべき場所として指定した場所において、意思表示を記載した書面が配達されたこと。

イ その他、相手方等が意思表示を了知することができる状態に置かれたこと。』⁽¹⁰⁾

として、到達の意味について定義づけがされていた。この規定は、民法改正法案では削除されているから、そもそも到達とは何かについては、民法改正法案でも、なお解釈にゆだねられることになる。

筆者はすでに、意思表示の効力発生時期について検討をし⁽¹¹⁾、「立法主義として、純然たる了知主義は採れないにしても、了知主義に近い到達主義

義を採ることは可能ではないか」として、「到達の意味について、単なる了知可能性ではなく、了知蓋然性という考えを採れないか、今後模索する」⁽¹²⁾とした。その前段階として、意思表示の目的が了知にあることから⁽¹³⁾、意思表示の本来の効力発生時期が了知時点であることが起点とされるべきであり⁽¹⁴⁾、意思表示の到達について、了知可能性の基準から大きく外れた基準は困難であるとし、了知可能性説と支配領域説との区別を試みた⁽¹⁵⁾。

4 民法改正法案97条2項について

民法改正法案97条2項では、「相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。」という、一定の場合に到達擬制を認める新たな規定を設けている。

本稿は、この民法改正法案97条2項で示された到達擬制について論ずるものである。

二 民法改正法案を巡って

1 国会での動向

民法改正法案は、第189回国会におけるいわゆる安全保障法案の審議を巡る混乱、第190回国会における環太平洋パートナーシップ協定（以下、「TPP」という）承認議案の審議や熊本地震対応を巡る混乱のあおりを受け、筆者の執筆時点においては成立していない。筆者の執筆時点は、第192回国会が開会された直後の平成28年9月末であるが、今国会もまたTPP承認議案審議などで混乱が予想されている。筆者は、「民法改正法案は近いうちに成立することになるだろう」⁽¹⁶⁾と述べたが、ここまで民法改正法案の実質的な審議がなされないとなると、民法改正法案の成立時期が予想つかないどころか、果たして民法改正法案が成立するののかも怪しく

なってくる。

2 民法（債権法）改正の原点からの検証

もっとも、筆者は現在、大学の講義ではあえて現行民法の解釈を前提に講義を行っている。なぜならば、民法改正法案には現行民法の下で組み立てられた理論とは別個の理論に基づいているところが多々あるため、民法改正法案のことを含めて講義をすると、所定の時間内に収まらないからである。もし、民法改正法案が成立しないということになれば、少なくとも、大学の講義を大きく変更する必要はないということで、大学の講義の負担は増えずに済む、そして、受講する学生の負担も少なくて済むということになりそうである。

そうした冗談はさておき、民法改正法案が、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われる」⁽¹⁷⁾ という原点から離れてはいないかということは検証する必要がある。

(1) 社会・経済への変化への対応

「社会・経済の変化への対応」の観点についてみれば、「財産法の分野に限ってみても、「社会・経済の変化への対応を図る」必要がもっともあるのは、おそらく「永小作権」であろう」として、債権法とくに契約法の改正が必要だというのが後付けの理由であるとする指摘がある⁽¹⁸⁾。また、「社会・経済の変化への対応」について、少子高齢化、情報化、国際化という「社会・経済の変化」が明確になっていないため、それらへの対応ができなかったのはむしろ当然の結末であろうとするものもある⁽¹⁹⁾。

(2) 国民一般に分かりやすいもの

「国民一般に分かりやすいものとする」観点については、「国民一般に分かりやすいもの」からもっとも遠いのは「担保物権法」であ」とし

て、これもまた後付けの理由であるとする指摘がある⁽²⁰⁾。また、「現行法を維持する部分と、改正される部分が混在し、何が変わって、何が維持されたのか」が難解な部分がある。全体としては、部外者ないし一般国民からすると、極めてわかりにくい」とする指摘がある⁽²¹⁾。さらに、「今回の民法（債権関係）改正の諮問は、社会・経済の変化に対応するように求める点は、それなりに正しいものであったが、国民一般にとってわかりやすくすることを求めることは、もともと無理な要求であり、……今回の民法（債権関係）改正は、諮問に遡って一からやり直すのが妥当」とするものもある⁽²²⁾。

（3） 国民の日常生活や経済活動にかかわりの深いもので見直しを行う必要のあるもの

「国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い」もので「見直しを行う必要」がもっとも強いのは、おそらく人身被害や消費者被害をめぐる「不法行為法」であろう」として、これもまた後付けの理由であるとするものがある⁽²³⁾。

3 民法改正法案への対応について

結局、「民法改正案は、法務大臣の諮問に答えていない」⁽²⁴⁾といわれる。また、そもそも今回の民法（債権法）を中心とする民法改正に手続き瑕疵がある⁽²⁵⁾ともいわれている。

筆者はこれまで、民法（債権法）改正について、その是非をめぐる態度を明確にしてこなかった。なぜならば、民法（債権法）改正は、民法全般に及ぶ改正であり、筆者には改正箇所を逐一検討する力も、改正箇所間の理論的整合性を検討する力も、ましてや対案を提示する力もないからである。

しかし、「民法学者は、自らの専門に属する法案の是非について、論文も書籍も執筆せずに沈黙を決め込んだり、法案の概要を無批判に紹介したりするのはなく、審議中の法案の是非について、批判的で建設的な検討

をすべきではないだろうか」⁽²⁶⁾ という、民法専門家に向けられた批判は、甘んじて受けなければならないであろう。第189回国会における安全保障法案に対して、憲法学者が大きく反応したのに対し、民法改正法案に対して民法学者が沈黙している⁽²⁷⁾ のは自省しなければならない。

とすれば、筆者も対応を明確にする必要がある。まず、「壊れていないものを修理するな」⁽²⁸⁾ という名言にあるように、理論的整合性に疑問がある改正は、一旦止めておくべきであろう。一方で、法制審議会民法（債権関係）部会が計99回行われていること、さらに遡れば、日本私法学会で「債権法改正の課題と方向」というシンポジウムが行われたのが1998年である⁽²⁹⁾ ことを考えれば、民法（債権法）改正のこれまでの議論を全く無にしてしまうのも勿体ないところである。

今の日本は、江藤新平が箕作麟祥に対して「誤訳も亦妨げず、唯速訳せよ」⁽³⁰⁾ と言ったように西洋に追いつくことが急務とされたかつての日本ではなく、すでに成熟した社会をもつ日本である。良いところも悪いところも、世界は日本を見ている。そう考えると、今、慌てて民法改正法案を国会で通すのではなく、もう少し議論を重ね、是々非々で対応していくべきではなかろうか。

4 具体的な対応

たとえば、筆者は以前、「現行民法526条1項の採る契約成立に関する発信主義が、民法改正法案では削除された点は評価したい」と述べた⁽³¹⁾。この立場は今でも変わらない。

一方、現行民法522条および527条の削除は、「パケット通信におけるタイムラグへの対応への失敗」⁽³²⁾ であるとして反対する立場がある。筆者がこれまでこの点に気づかなかつたのは失態であったところであるが、現行民法522条および527条の削除には反対したい。

このように、民法（債権法）改正については、もう少し時間をかけて議論し、個別に是々非々で対応すべきであろう。

三 到達の意味に関する支配領域・勢力範囲と了知可能性

さて、民法改正法案97条2項はどうであろうか。

中間試案の補足説明によれば、この規定の趣旨は、「到達」が生じたとは言えない場合であっても、到達しなかったことの原因が相手方にあるときは到達が擬制される旨の新たな規定を設けるものである。従来から、通常であれば意思表示が相手方に到達したと考えられるにもかかわらず、相手方側が正当な理由なく意思表示の受領を拒絶し又は受領を困難若しくは不能にした場合に、意思表示が到達したと認める判例（最判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁）など、意思表示が相手方の勢力範囲・支配圏内に入ったとは言えなくても、相手方側の行為態様などを考慮して到達を認める裁判例が見られる。⁽³³⁾とする。そして、意思表示が到達したとは言えない場合であっても、「意思表示が到達したとみなされる要件に関する規定を設けようとするものである。」⁽³⁴⁾。

1 支配領域説について

上記補足説明によれば、「勢力範囲・支配圏内」という用語を用いている。確かに、通説によれば、到達とは、「意思表示が相手方の勢力範囲内に入ること、すなわち、社会観念上一般に了知しうべき客観的狀態を生じたと認められること」⁽³⁵⁾であると定義されている。中間試案段階では到達の定義づけがされていたことは既に述べたが、その補足説明でも「意思表示の存在及びその内容を相手方が現実には知らない場合であっても、判例は、意思表示が到達したと言える場合があるとしている。具体的には、意思表示が相手方の勢力範囲に入り、その了知可能な状態に置かれたこと⁽³⁶⁾、相手方の支配圏内に置かれたこと⁽³⁷⁾などに到達を認めており、このことは学説上もおおむね支持されている」⁽³⁸⁾としている。筆者はかつて、意思表示の到達時期に関して、このいわゆる支配領域説を前提にした

場合における電子通知の具体的な到達時期について、一応の結論を出したところではある⁽³⁹⁾。

しかし、この支配領域・勢力範囲と了知可能性とを同義にとらえることには問題があることは以前論じたとおりであるが⁽⁴⁰⁾、再度確認しておきたい判例が最高裁昭和36年判決である。

2 最高裁昭和36年判決⁽⁴¹⁾

本件は、会社に対する延滞賃料催告書が、使用者によって持参された時に、たまたま会社事務室に遊びに来ていた受領権限のない代表取締役の娘が居合せ、代表取締役の机の上の印を使用して使用者の持参した送達簿に捺印のうえ、催告書を机の引出に入れておいた事案である。

最高裁判所は、「到達とは……代表取締役……ないしは同人から受領の権限を付与されていた者によつて受領され或は了知されることを要」せず、「それらの者にとつて了知可能の状態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内におかれることを以て足るものと解すべき」とした。そして、「たまたま右事務室に居合わせた者で、右催告書を受領する権限もなく、その内容も知らず且つ……社員らに何ら告げることがなかつたとしても、右催告書は」代表取締役の「勢力範囲に入つたもの、すなわち同人の了知可能の状態におかれたものと認めていささかも妨げなく、従つてこのような場合こそは民法九七条にいう到達があつたものと解するを相当とする」と判示している。

たしかに、このような受領権限のない代表取締役の娘が催告書を代表取締役の机の引出に入れておいたというのは、催告書が支配領域・勢力範囲にあるとはいえる。しかし、催告書を了知する可能性は零ではないとはいえ零に近い。これを了知可能性といえるのであろうか。到達の意味について了知蓋然性をとることができないかという筆者の原点がここにある。

3 最高裁平成10年判決⁽⁴²⁾

民法改正法案97条2項の到達擬制について、中間試案の補足説明によれば、「通常であれば意思表示が相手方に到達したと考えられるにもかかわらず、相手方が正当な理由なく意思表示の受領を拒絶し又は受領を困難若しくは不能にした場合に、意思表示が到達したと認める判例」として、この最高裁平成10年判決が挙げられている。

(1) 事実の概要

本件の事実の概要は以下のとおりである。実子2名と養子1名を残し死亡した被相続人が、養子に全財産を遺贈していた。このことを知った実子は、養子に対して「貴殿のご意向に沿って分割協議をすることにいたしました。」と記載した普通郵便を送付し、養子はこれを受領した。ところが、その後、実子から養子に対して遺留分減殺の意思表示を記載した書留内容証明郵便を発送したが、養子の不在により配達されなかった。養子は、不在配達通知書の記載により、実子からこの書留内容証明郵便が送付されたことを知ったが、仕事が多忙であるとして受領に赴かなかった。そのため、この書留内容証明郵便は留置期間の経過により返送された。本件は、遺産分割協議の申入れに遺留分減殺の意思表示が含まれているかということのほか、書留内容郵便が到達したかという点も争われている。

(2) 最高裁の判決

最高裁は、遺産分割協議の申入れに遺留分減殺の意思表示が含まれているかという点については、「被相続人の全財産が相続人の一部の者に遺贈された場合には、遺贈を受けなかった相続人が遺産の配分を求めるためには法律上、遺留分殺によるほかないのであるから、遺留分減殺請求権を有する相続人が、遺贈の効力を争うことなく、遺産分割協議の申入れをしたときは、特段の事情のない限り、その申入れには遺留分減殺の意思表示が含まれていると解するのが相当である」と判示している。

また、最高裁は、書留内容証明郵便が到達したかという点については、「被上告人は、不在配達通知書の記載により、……書留郵便（本件内容証明

郵便) が送付されたことを知り……、その内容が本件遺産分割に関するものではないかと推測していたというのであり、さらに、この間弁護士を訪れて遺留分減殺について説明を受けていた等の事情が存することを考慮すると、被上告人としては、本件内容証明郵便の内容が遺留分減殺の意思表示又は少なくともこれを含む遺産分割協議の申入れであることを十分に推知することができたというべきである。また、被上告人は、本件当時、長期間の不在、その他郵便物を受領し得ない客観的状況にあったものではなく、その主張するように仕事で多忙であったとしても、受領の意思があれば、郵便物の受取方法を指定することによって……、さしたる労力、困難を伴うことなく本件内容証明郵便を受領することができたものということができる。そうすると、本件内容証明郵便の内容である遺留分減殺の意思表示は、社会通念上、被上告人の了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点で被上告人に到達したものと認めるのが相当である」と判示している。

(3) 判決の検討

この最高裁判決についての第 1 の論点である遺産分割協議の申入れに遺留分減殺の意思表示が含まれているかという点については措いておく。本稿において検討しておきたいのは第 2 の論点の書留内容証明郵便が到達したかという点である。

不在配達通知書により郵便物の存在を既知することができており、また、集配郵便局に取りに行く方法や再配達を依頼する方法をとる等によって容易に受け取ることが可能であるということを考えると、被上告人の了知可能性はあると考えられる。

さらに言えば、中間試案の補足説明が、「通常であれば意思表示が相手方に到達したと考えられる」⁽⁴³⁾と説明しているとおり、了知蓋然性すら高いものと考えられる。

書留郵便が普通郵便に比べて相手方に届く確実性が高いはずであるのに、もしこの事案において到達を認めないとすれば、書留郵便を選んだ者

を不利に扱うことにもなる⁽⁴⁴⁾。そう考えると、この最高裁判決の判断は妥当であるといえる。

なお、この事案では、時効の中断が問題となっているが、催告による時効の中断の事件について「催告が中断事由とされた理由および催告による時効中断は暫定的中断であること、さらには、債務者はもともと債務を履行すべき立場にあり時効は例外的に債務を消滅させる制度であること等からすると、催告の到達の認定は比較的緩やかに介してもよい」⁽⁴⁵⁾とする考えがある。「権利の上に眠る者を保護しない」という時効の制度趣旨からすれば、時効の中断を行っている権利者は決して権利の上に眠っているわけではないから、この点からも最高裁判決を支持できる。

また、時効の中断につき発信主義をとるべきとする見解もある⁽⁴⁶⁾。確かに意思表示の効力発生時期について到達主義を原則とするとしても、一部の契約の成立時期や意思表示の効力発生時期について発信主義を採用するという例外は認めうる⁽⁴⁷⁾が、この点は筆者は立法で解決すべきものであると考える。

四 検討

1 最高裁昭和36年判決と最高裁平成10年判決における了知可能性と支配領域・勢力範囲との逆転

最高裁平成10年判決について、中間試案の補足説明では、「意思表示が相手方の勢力範囲・支配圏内に入ったとは言えなくても、相手方側の行為態様などを考慮して到達を認める裁判例」⁽⁴⁸⁾としている。

最高裁昭和36年判決が、了知可能性と支配領域・勢力範囲とを同義に使っていることは、前述のとおりである。たしかに、机の引出は勢力範囲内であろう。しかし、了知可能性がほぼ零であるのに了知可能性ありとしているところに問題がある。

一方、最高裁平成10年判決は、不在配達通知書があるものの書留内容証

明郵便が配達されなかった事案であり、書留内容証明郵便が勢力範囲・支配領域にあるとはいえない。しかし、不在配達通知書により郵便物の存在を知ることができ、また、郵便物を容易に受け取ることができるため、了知可能性どころか了知蓋然性すらある事案である。

このように、最高裁昭和36年判決と最高裁平成10年判決とでは、了知可能性と支配領域・勢力範囲とが逆転しているといつてよいのである。

2 意思表示の目的—了知

そもそも、「意思表示が言語による表現行為であり、およそ表現行為一般が、何等かの表象を相手方の心理にまで伝達すること—了知をその唯一の目的とするものである」⁽⁴⁹⁾。とすれば、「意思表示が相手方への伝達を目的とする限り、本来の効力発生時期は了知時点であることが起点とされるべきである」⁽⁵⁰⁾。

民法起草者の梅謙次郎は、受信主義（到達主義）が了知主義の変体であるとしているし⁽⁵¹⁾、また、富井政章は、受信主義が便宜上了知主義の変形とみることができるとしている⁽⁵²⁾。結局、意思表示の効力発生時期について、本来は了知主義とすべきところ、了知の証明が困難であるという不都合から到達主義を採るといふ。

そう考えると、最高裁平成10年判決の事案は、私見によれば、了知可能性どころか了知蓋然性すらある事案であるから、民法改正法案97条2項がなくても到達を認めうることになる。

3 信義誠実の原則

また、意思表示の相手方の故意による受領拒否などの場合には、相手方が不到達や到達の遅延を主張するのは信義誠実の原則に反する⁽⁵³⁾。逆に、到達による一律の効力発生を認めれば、かえって、表意者が効力を発生させたくない場合の障害となるため、相手方が意思表示の効力が発生しないことを信義誠実の原則上援用できないとする解決方法も提唱されてい

る⁽⁵⁴⁾。このように、到達障害の危険の配分を、信義誠実の原則によることも考えられる。

4 民法改正法案97条2項の評価

とはいえ、抽象的で客観性のない了知（可能性・蓋然性）や一般条項である信義誠実の原則を、意思表示の効力発生の基準とするのは不明確であるともいえる。その点で、民法改正法案97条2項の到達擬制は到達障害の場合における意思表示の効力発生をある程度明確にしたものと評価できる。もっとも、民法改正法案97条2項の「正当な理由」が何を指すかはなお不明確であるともいえる。

結局、民法改正法案97条2項は、積極的な支持をするものではないが、逆に、規定が存在することにより解釈に支障が出るわけでもないため、あってもなくてもよい規定であると考ええる。

註

- (1) 我妻栄『民法講義I 新訂民法総則』（1965年）244頁。
- (2) 我妻栄『民法講義V1 債権各論上巻』（1954年）56頁。
- (3) 筏津安恕『失われた契約理論』（1998年）84頁以下。
- (4) 池田真朗『ボワソナードとその民法』（2011年）294頁以下。
- (5) 中舎寛樹「多角的発想からする法律構成の可能性」NBL1080号（2016年）34頁。
- (6) 大久保輝「契約の競争締結—インターネットオークションにおける契約の成立—」日本大学大学院法学研究年報31号（2001年）261頁。
- (7) 内田貴「電子商取引と法（2）」NBL601号（1996年）19頁、松本恒雄「インターネット上での取引と法」法律時報69巻7号（1997年）20頁など。
- (8) 大久保輝「契約の成立時期に関する一考察」中央学院大学法学論叢23巻1号28頁。
- (9) 民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明355頁。
- (10) 前掲註（9）29頁。
- (11) 大久保輝「意思表示の効力発生時期—民法起草者の議論を通じた考察」中央学院大学法学論叢25巻1・2号（2012年）95頁以下。
- (12) 大久保・前掲（11）105頁。

- (13) 内池慶四郎「無意識的不合意と錯誤との関係について」森征一・池田真朗編『内池慶四郎先生追悼論文集 私権の創設とその展開』37頁。
- (14) 北居功「意思表示の再生可能性—意思表示の効力発生時期をめぐって—」森・池田編・前掲註 (13) 291頁。
- (15) 大久保輝「民法97条 1 項について」中央学院大学法学論叢29巻 2 号 (2015年) 115頁。
- (16) 大久保・前掲註 (15) 108頁。
- (17) 法制審議会平成21年10月28日法務大臣諮問第88号。
- (18) 加藤雅信『迫りつつある債権法改正』(2015年) 293頁。
- (19) 加賀山茂『民法改正案の評価』(2015年) 62頁。
- (20) 加藤・前掲註 (18) 293頁。
- (21) 浜辺陽一郎『スピード解説 民法〈債権法〉改正がわかる本』(2015年) 21頁。
- (22) 加賀山・前掲註 (19) 61頁。
- (23) 加藤・前掲註 (18) 293頁。
- (24) 加賀山・前掲註 (19) 62頁。
- (25) 鈴木仁『民法改正の真実』(2013年) 10頁、加賀山・前掲註 (19) 62頁、加藤・前掲註 (18) 79頁以下。
- (26) 加賀山・前掲註 (19) 137頁。
- (27) 加賀山・前掲註 (19) 137頁。
- (28) カール・リーゼンフーバー (渡辺達徳訳)「不履行による損害賠償と過失原理」ジュリスト1358号155頁。
- (29) 別冊 NBL51号『債権法改正の課題と方向—民法100周年を契機として—』(1998年)。
- (30) 穂積陳重『法窓夜話』(1916年) 209頁。
- (31) 大久保・前掲註 (15) 109頁。
- (32) 加賀山・前掲註 (19) 33頁以下。
- (33) 前掲註 (9) 32頁。
- (34) 前掲註 (9) 32頁。
- (35) 我妻・前掲註 (1) 317頁。
- (36) 後掲註 (41)。
- (37) 最判昭和43年12月17日民集22巻13号2998頁。
- (38) 前掲註 (9) 31頁。
- (39) 大久保・前掲註 (6) 261頁。
- (40) 大久保・前掲註 (15) 111頁。

- (41) 最判昭和36年4月20日民集15巻4号774頁。判例解説として、倉田卓次・法曹時報13巻6号(1961年)79頁、倉田卓次・金融法務事情276号(1961年)11頁、内池慶四郎・法学研究34巻10号(1961年)68頁、谷口知平・民商法雑誌45巻5号(1962年)110頁、平井宜雄・法学協会雑誌80巻1号(1963年)137頁、遠藤浩・民法判例百選Ⅰ総則・物権(1974年)58頁、永田眞三郎・民法判例百選Ⅰ総則・物権(第4版)(1996年)52頁などがある。
- (42) 最判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁。判例解説として、稲田龍樹・判タ1005号150頁、永田眞三郎・民法判例百選Ⅰ総則・物権(5版)52頁、滝沢昌彦・民法判例百選Ⅰ総則・物権(7版)52頁、岡林伸幸・名城法学48巻4号179頁、加邊義典・最判解民事編平成10年度下541頁、加邊義典・法曹時報53巻1号163頁、山本敬三・ジュリスト1157号14頁、西尾信一・銀行法務21561号49頁、大石忠生・相澤眞木・私法判例リマークス1999下20頁、中川淳・戸籍時報628号61頁、副田隆重・民商法雑誌120巻4・5号849頁などがある。
- (43) 前掲註(9)32頁。
- (44) 松久三四彦・判例評論347号46頁(判例時報1253号192頁)。
- (45) 松久・前掲註(44)46頁、滝沢・前掲註(42)53頁。
- (46) 松久・前掲註(44)45頁。
- (47) 滝沢昌彦「発信主義再考」名古屋大學法政論集254号(2014年)553頁以下。
- (48) 前掲註(9)32頁。
- (49) 内池・前掲註(13)37頁。
- (50) 北居・前掲註(14)291頁。
- (51) 梅謙次郎『訂正増補民法要義巻之一総則編』(1911年)242頁。
- (52) 富井政章『訂正増補民法原論第一巻総論』(1922年)471頁。
- (53) 小林一俊『意思表示了知・到達の研究』(2002年)151頁。
- (54) 北居・前掲註(14)291頁。